

射水市告示第 119 号

射水市通話録音装置貸与事業実施要綱を次のように定める。

平成 27 年 6 月 24 日

射水市長 夏野元志

射水市通話録音装置貸与事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者等に対し、通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、消費者被害を未然に防止するとともに、被害防止の普及啓発を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 本事業の対象者は、市内に住所を有するおおむね 65 歳以上の者（以下「高齢者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一人暮らしの者
- (2) 高齢者のみで構成される世帯の者(前号に掲げる者を除く。)
- (3) 日中において、住居に高齢者のみとなることが常態である者(前 2 号に掲げる者を除く。)
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(装置の貸与)

第 3 条 貸与する装置は、次に掲げるものとし、1 世帯につき 1 台とする。

- (1) 通話録音装置本体
- (2) AC アダプタ
- (3) 電話機接続用モジュラーケーブル

2 装置の貸与は、無償とする。

(利用の申請及び決定)

第 4 条 装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通話録音装置利用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の内容を確認の上、利用の可否を決定し、通話録音装置利用承認（不承認）通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により利用を承認した者（以下「利用者」という。）に対し装置を貸与する期間は、当該利用者に関し、第 2 条に規定する対象要件に該当する間とする。

4 市長は、利用者について通話録音装置利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(装置の管理)

第5条 利用者は、貸与された装置について、善良な管理者としての注意をもって使用しなければならない。

2 利用者は、貸与された装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

3 利用者は、貸与された装置を損傷し、又は紛失した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(装置に係る経費)

第6条 利用者は、装置の利用に要する経費のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 電気料金

(2) 通信料金

2 利用者は、故意又は重大な過失により装置を損傷し、又は紛失した場合は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(録音データの取扱い)

第7条 利用者が貸与された装置を利用したことにより当該装置に保存された録音データ(以下「録音データ」という。)の所有権は、当該利用者に帰属する。

2 市長は、第1条の目的のために必要があると認めるときは、利用者の同意を得て、録音データの提供を求めることができる。

(変更等の届出)

第8条 利用者は、第4条第2項の規定により利用の承認を受けた後において、申請書の内容に変更があったときは、速やかに通話録音装置利用変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 利用者は、装置を利用する必要がなくなった場合は、第4条第3項に規定する貸与期間にかかわらず、通話録音装置貸与中止届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(利用の取消し及び装置の返還)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、装置の貸与を終了し、通話録音装置貸与終了通知書(様式第5号)により当該利用者(第1号に該当する利用者にあつては、利用者の相続人等。次項において同じ。)に通知するものとする。

(1) 利用者が死亡したとき。

(2) 利用者が第2条に規定する対象要件に該当しないと認められるとき。

(3) 前条第2項に規定する届出があつたとき。

(4) 利用者がこの要綱に違反したとき。

2 利用者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに貸与された装置を市長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、装置の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。